

第1回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成29年7月20日(木)
- 2 開閉時間 午後2時30分開会 午後4時30分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 小原孝志 2番 畑山一郁 3番 鈴木英博 4番 佐藤美頭雄
5番 佐々木辰善 6番 寺崎秀子 7番 相澤峰基 8番 森脇豊仁
9番 小川一也 10番 山崎禎彦 11番 斉藤哲子 12番 北村浩光
13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 谷町長、西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 1番 小原孝志、2番 畑山一郁
- 9 議事内容
議案第1号 鷹栖町農業委員会会長の互選について
議案第2号 鷹栖町農業委員会会長職務代理者の互選について
議案第3号 鷹栖町農業委員会委員の担当区域について
議案第4号 鷹栖町農業委員会特別委員会委員の選任について
議案第5号 鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員会委員の選任について
報告第1号 農地法第18条第6項による通知について
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定について

10 議事録本紙

- 事務局長 ただ今から、平成 29 年第 1 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
本定例会は、委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、鷹栖町長による招集でございます。
- 開会にあたりまして、谷町長からご挨拶を申し上げます。
- 町長 挨拶
- 事務局長 それでは、日程第 2、臨時議長の選出でございます。
選出について、本定例会を招集しました、谷町長により進めさせていただきます。
- 町長 臨時議長の選出につきましては、鷹栖町農業委員会総会規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、会長が互選されるまでは、年長の委員が臨時議長の職務を行うことになっています。
14 人の委員の中で、臨時議長となる年長の委員は、小原委員でございます。
- 小原委員 小原委員、議長席にお願いします。
ただいま、ご指名がありました小原です。
会長の互選が完了するまでは、臨時議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いします。
ここで、谷町長は他に用務がございますので、退席します。
(町長退席)
- ただいまの出席委員は 14 人中 14 人で、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありますので、本定例会は成立します。
- 日程第 3、議案第 1 号「鷹栖町農業委員会会長の互選について」です。
会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、「委員が互選した者をもって充てる。」となっています。
互選の方法について、意見を求めます。
- 佐々木委員 選考委員による指名推薦で行ってはどうでしょうか。
- 小原委員 ただいま、佐々木委員から「選考委員による指名推薦」との意見がありました。その他にご意見はありませんか。
- 委員 無しの声
- 小原委員 それでは、お諮りします。
「選考委員による指名推薦」で、ご異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声
- 小原委員 異議なしと認めます。
それでは、佐々木委員、選考委員について意見を求めます。
- 佐々木委員 鷹栖地区から 1 人、北野地区から 1 人、中央、北斗、北成地区から 1 人、両農協の推薦委員から 1 人ずつ、中立委員 1 人の 6 人の選考委員ではどうでしょうか。

小原委員 ただいまの意見による6人を選考委員とすることにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

小原委員 それでは、暫時休憩します。

休憩中に鷹栖地区、北野地区、中央、北斗、北成地区において、それぞれ選考委員の選考をお願いします。

(別室で選考の打合せ)

委員 (会議室に全員集合後、再開)

小原委員 休憩前に引き続き、定例会を進めます。

それでは各地区の選考結果をご報告願います。

吉本委員 鷹栖地区は佐藤委員をお願いします。

舟根委員 北野地区は山崎委員をお願いします。

小川委員 中央、北斗、北成は北村委員をお願いします。

小原委員 ただいま、報告のとおり、鷹栖地区は佐藤委員、北野地区は山崎委員、中央、北斗、北成地区は北村委員に、たいせつ農協推薦は相澤委員、あさひかわ農協は鈴木委員、中立委員として、斉藤委員の6人の委員を選考委員に決定することにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

小原委員 異議無しと認めます。

暫時休憩をします。

休憩中に選考委員会を開催していただきますようお願いいたします。

(別室で選考委員会を開催)

小原委員 休憩前に引き続き、定例会を進めます。

選考委員会の結果を報告願います。

相澤委員 選考結果を報告させていただきます。

慎重審議の結果、吉本委員を推薦します。以上です。

小原委員 ただいま、推薦されました吉本委員を当選人とすることにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

小原委員 異議無しと認めます。

よって、ただいま、指名されました吉本委員が会長に当選されました。

これで、臨時議長の職務は全て完了しました。

進行にご協力いただき、ありがとうございました。

吉本会長、議長席にお着き願います。

議長 就任挨拶

議長 それでは、日程第4、「鷹栖町農業委員会会長職務代理者の互選について」です。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、委員が互選した者がその職務を代理することになっています。

互選の方法について、意見を求めます。

佐々木委員 選考委員による指名推薦で行ってはどうでしょうか。
議長 ただいま、佐々木委員から「選考委員による指名推薦」の意見がありましたが、その他にご意見はありませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、お諮りします。
「選考委員による指名推薦」で、ご異議ありませんか。

委員 異議無しの声
議長 異議無しと認めます。
それでは、佐々木委員、選考委員について意見を求めます。

佐々木委員 先ほど決定した選考委員で行ってはどうでしょうか。
議長 先ほど決定した6人の選考委員に決定することにご異議ありませんか。
委員 異議無しの声
議長 異議無しと認めます。
暫時休憩します。
休憩中に選考委員会を開催していただきますようお願いいたします。
(別室で選考委員会を開催)

委員 (会議室に全員集合後、再開)
議長 休憩前に引き続き、定例会を進めます。
選考委員会の結果を報告願います。

相澤委員 選考結果を報告させていただきます。
慎重審議の結果、舟根委員を推薦します。以上です。

議長 ただいま、推薦されました舟根委員を当選人とすることにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声
議長 異議なしと認めます。
よって、ただいま、指名されました舟根委員が会長職務代理に当選されました。

議長 続きまして、日程第5、議席の指定を行います。
議席は、鷹栖町農業委員会総会規則第8条の規定により、くじで定めることになっています。
くじ引きの順番は、仮議席の順で、1回で行いたいのですが、これにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声
議長 異議なしと認めます。
よって、くじ引きは、仮議席の番号順に1回で行います。
会長及び会長職務代理者の議席は、鷹栖町農業委員会総会規則第8条第2項の規定より、会長の議席は、最終議席番号の14番、会長職務代理者の議席は、最終議席番号から1減じた番号13番になります。
それでは、順次、くじ引きをお願いします。

事務局長 それでは、くじの結果を番号順に報告します。

 1 番は小原委員、2 番は畑山委員、3 番は鈴木委員、4 番は佐藤委員、5 番は佐々木委員、6 番は寺崎委員、7 番は相澤委員、8 番は森脇委員、9 番は小川委員、10 番は山崎委員、11 番は齊藤委員、12 番は北村委員、13 番は舟根職務代理、14 番は吉本会長です。

 以上です。

議長 ただいま、報告したとおり議席を指定します。

 議席が決まりましたので、ただいまから、それぞれの指定の議席に名札を持参して、着席願います。

 暫時休憩します。

議長 休憩前に引き続き、定例会を進めます。

 日程第 6、議事録署名委員の指定を行います。

 議事録署名委員は、鷹栖町農業委員会総会規則第 16 条の規定により、2 人とし、議席 1 番小原委員及び議席 2 番畑山委員を指定します。

議長 続きまして、日程第 7、議案第 3 号「鷹栖町農業委員会委員の担当区域について」から議案第 5 号「鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員会委員の選任について」まで、一括して議題とします。

 これにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

議長 異議無しと認めます。

 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長 議案の 4 頁をご覧ください。

 議案第 3 号「鷹栖町農業委員会委員の担当区域について」です。

 農業委員会等に関する法律第 17 条第 6 項の規定により、農地利用適正化推進委員を委嘱しない場合は、農業委員が担当する区域を定めなければならないことになっています。

 鷹栖町の区域を鷹栖地区、北野地区、中央、北斗、北成地区の 3 地区とし、担当区域を設定します。

 続きまして、議案の 5 頁、6 頁でございます。

 議案第 4 号「鷹栖町農業委員会特別委員会委員の選定について」及び議案第 5 号「鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員会委員の選任について」につきまして、各委員会それぞれ 6 人以内の委員で組織されます。

 任期は、農業委員の任期と同じ任期で、平成 32 年 7 月 19 日までとなっています。

 所掌事務は、本日、配布しました農業委員会の概要等についての 3 頁から 4 頁までに記載していますので、説明については割愛させていただきます。

 委員の選任をよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りします。

 ただいま、事務局から説明がありました議案第 3 号から第 5 号までにつ

いて、設定及び選任方法について、意見を求めます。

5 番委員

選考委員による指名推薦で行い、先ほど決定した選考委員で行ってはどうでしょうか。

議長

ただいま、佐々木委員から選考委員による指名推薦で、会長の互選の時と同じ選考委員でとの意見がありましたが、その他に意見ありますか。

委員

無しの声

議長

お諮りします。

選考委員による指名推薦で、先ほど決定した6人の委員を選考委員に決定することでご異議ありませんか。

委員

異議無しの声

議長

異議無しと認めます。

暫時休憩とします。

休憩中に選考委員会を開催していただきますようお願いいたします。

(別室で選考委員会を開催)

委員

(会議室に全員集合後、再開)

議長

休憩前に引き続き、定例化を進めます。

選考委員会の結果を報告願います。

7 番委員

それでは、選考結果を報告します。

まず、担当区域についてです。

小原委員は中央、北斗、北成地区、畑山委員は鷹栖地区、鈴木委員は北野地区、佐藤委員は鷹栖地区、佐々木委員は中央、北斗、北成地区、寺崎委員は鷹栖地区、相澤委員は鷹栖地区、森脇委員は鷹栖地区、小川委員は中央、北斗、北成地区、山崎委員は北野地区、斉藤委員は北野地区、北村委員は中央、北斗、北成地区、舟根代理は北野地区、吉本会長は全区域、続きまして、特別委員会委員です。

小原委員、畑山委員、佐々木委員、相澤委員、森脇委員、北村委員の6人を選任します。

続きまして、農業後継者対策推進委員会委員です。

鈴木委員、佐藤委員、寺崎委員、小川委員、山崎委員、斉藤委員の6人を選任します。

以上、報告します。

議長

ただいま、相澤委員から担当地区の指定と各委員会の指名推薦がありました。特別委員会委員に小原委員、畑山委員、佐々木委員、北村委員、相澤委員、森脇委員の6人、農業後継者対策推進委員会委員に佐藤委員、斉藤委員、鈴木委員、山崎委員、小川委員、寺崎委員の6人を選任することでご異議ありませんか。

委員

異議無しの声

議長

よって、ただいま指名されました各委員で選任されました。

暫時休憩に入ります。

休憩中に、特別委員会の委員長及び職務代理、農業後継者対策推進委員

会の委員長及び代理又は副委員長の互選をお願いします。

(別室で選考の打合せ)

委員
議長

(会議室に全員集合後、再開)

休憩前に引き続き、定例会を進めます。

各委員会から互選結果を報告願います。

12 番委員

特別委員会です。

委員長に北村委員、代理に森脇委員となりました。以上です。

10 番委員

農業後継者対策推進委員会です。

委員長に山崎委員、副委員長に小川委員となりました。以上です。

議長

ただいま、各委員会から報告があったとおり決定させていただきます。

それでは1回休憩をはさみたいと思います。

委員
議長

(会議室に全員集合後、再開)

休憩前に引き続き、定例会を進めます。

日程第10報告第1号「農地法第18条第6項による通知について」事務局から報告願います。

事務局長

それでは、議案7頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第18条第6項による通知について」です。

賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。

議案は8、9頁になります。

番号が10番の1件でございます。

テキスト農業委員会制度の15頁、テキスト農地法の32頁をご覧ください。

テキストに農地法第18条は、農地の賃貸借の解約する場合の許可制度と記載されており、解約するには許可が必要になります。

ただし、10番については、合意による解約が成立した通知を受理したことにより、許可不要となり、報告するものです。

なお、この解約は、町の公共事業の用地買収によるもので、この後、議案第6号で審議します。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

はい、報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第11議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案11頁をご覧ください。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

議案は 12 頁、13 頁になりますのでご覧ください。

番号が 7、8 番の 2 件の申請がありました。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

2 件とも町の公共事業の仮称担い手研修センター整備に係る用地買収でございます。

整備するセンターは、公共用に供する施設と認められ、農地法第 3 条第 2 項のただし書きの政令で定める相当の事由に該当することから、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号の要件は除外されます。

本日、配布しました「農地法第 3 条調査書」のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条の許可要件を満たしていますので、農地の利用に関して、支障無しとの判断をしました。

位置図は 14 頁に載せてありますのでご確認ください。

本日配布した資料の調査書を 2 枚めくっていただくと、カラー刷りの担い手研修センターレイアウトがございます。

農地法 3 条で土地を購入した後、担い手研修センターが出来るイメージ図となっておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

説明は以上です。

議長 議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりました。この案件について何が質疑ございませんか。

7 番委員 カラー刷りの納屋の部分は宅地ですか？

事務局長 納屋の部分は、宅地になっています。

議長 他にありませんか？

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」適切であると決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の案件については認めると決定いたしました。

議長 続きまして、日程第 12 議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 15 頁をご覧ください。

議案第 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について審議を求めるものでございます。

議案は 16、17 頁になりますのでご覧ください。

番号が 1 番で 1 件ございます。

テキスト農業委員会制度の 12 頁、テキスト農地法の 22 頁をご覧ください

い。

農地法第4条、5条につきましては、平成25年度までは、知事の許可権限でしたが、平成26年度から権限委譲され、農業委員会が北海道農業会議に意見聴取し、許可の可否を決定することができるようになりました。

1番について、土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積は記載のとおりで、転用の目的は、農家住宅の建設で、計画の内容は住宅、駐車場、作業場、通路、庭で面積は記載のとおりです。

転用基準は、甲種農地で、許可理由は、記載のとおりです。

農振区域内で、農用地区域は北海道等との協議が整い、平成29年7月18日に農用地区域内の除外の告示が終わっています。

都市計画区域内で、申請人及び転用の理由は記載のとおりです。

位置図、計画図は、18、19頁に記載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」の案件については認めると決定いたしました。

議長 続きまして、日程第13議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、20頁をご覧ください。

議案第8号「下限面積（別段の面積）について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による平成29年度の下限面積（別段の面積）の設定について、審議を求めるものです。

テキスト農地法の11頁をご覧ください。

この下限面積は農地を取得するにあたっての条件の1つで、農地の面積が北海道は2ヘクタール以上であることが条件となっています。

下段に記載されているとおり、下限面積の設定については、毎年1度、定例会で確認することになっています。

この設定については、空き家対策に係る農地の対応も含め、4月から協議を重ねてきました。

下限面積の設定について、前回までの定例会でご了解いただいた内容で、平成29年度の方針を策定しています。

方針につきましては下限面積の設定について、2015農林業センサスで、鷹栖町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家

戸数の8割を超えているため、農地法第3条第2項第5号に規定する北海道の下限面積2ヘクタールとする。

ただし、鷹栖町が行う空き家対策に係る農地（以下「空き家付農地」という。）に限り、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項を適用する。

適用にあたって、今後、農業従事者の減少、高齢化等で空き家付農地が増加することが見込まれるため、新規居住希望者、新規就農者も含めて受け入れ、耕作放棄地の解消と発生の未然防止に役立て、設定区域及びその周辺の地域における農地の保全及び有効利用を図るものとする。

区域の設定は、空き家付農地について、1筆ごとの指定とし、別段の面積は1アールとする。

1アールに関しては、テキスト12頁の参考の記載のとおりです。

以上の方針でよろしいかご審議願います。

議長

それでは、議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

11番委員

今までは違ったのですか？

事務局長

今までは、北海道の基準通りにしていました。

しかし、鷹栖町の空き家に関する課題もあり、その部分に対応するため、指定した場所に関して、農地を取得するための面積のハードルを下げましょう、という話を昨年からしてきました。

ハードルが下がることで、農地を取得するための条件が緩和されるという今年度のスタンスを、今回農業委員会で審議して決めていただくという内容です。

11番委員

空き家対策に限りということですか？

事務局長

空き家対策に限りです。

今課題になっているのが、空き家の横に畑がついていることがあり、その畑を売ることが出来ないことです。

横についている畑だけでは、2ヘクタールはないので、下限面積を下げて、農地を取得するためのハードルを下げるという形になります。

議長

他にありませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第8号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、「その他」の案件に入ります。

「次回の定例会について」ですが、まず、7月26日（水）にあっせん

に伴う現地調査があります。

午前9時、役場会議室集合で作業服、長靴で出席願います。

第2回の定例会ですが、定例会は毎月1回で25日を目処に開催するようになっています。

8月は25日(金)午後5時からでよろしいでしょうか。

委員

異議無しの声

議長

それでは、現地調査、定例会は、よろしく願います。

事務局長

各団体の委員の確認について説明

議案の21頁の名簿で説明

事務局長

あっせん委員の指名について説明

議案の22頁、別添1、2について説明

事務局長

農業委員会の該当等について説明

別添3「鷹栖町農業委員会の概要等について」で説明

5番委員

26日の現地調査のときに、過去の実績等表示してもらいたい。

事務局長

わかりました。

4番委員

評価のやり方は今までと変わらないのですか？

事務局長

評価のシートを用意していますので、当日の朝集まっていたいたときに、資料の説明と評価のつけ方についても説明します。

議長

それでは、以上をもって第1回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。